

長浜水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団

企業長職務代理者

局長 前田喜代次

上水道規則第5号

長浜水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

長浜水道企業団職員就業規則(平成6年上水道規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、経営戦略官」を削る。

第34条第1項中「1の年」を「1の年度」に改め、同項中「(会計年度任用職員にあっては、1年度。以下同じ。)」を削り、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前から引き続き在職する職員の令和6年度において使用することができる年次有給休暇の日数については、この規則による改正後の第34条の規定にかかわらず、この規則による改正前の第34条の規定により令和6年において使用することができることとされた年次有給休暇の日数(同年1月1日から同年3月31日までの間に年次有給休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じて得た日数)に5日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し企業長が定める日数)を加えた日数とする。